



あい 逢
愛 逢

第
46
号

特定非営利活動法人 愛逢

尼崎市小中島 1-20-21

電話 06-6493-1424

FAX 06-6493-1443

発行責任者 長谷川 達雄

発行日 2012年11月21日

ホームホスピス「愛逢の家」三周年を祝う

去る11月3日、沢山のお客様を迎えて、三周年を祝いました。

スタッフが総力をあげて作った手料理に舌鼓を打ちながら、どれだけの方々に支えられてきたかと思うと、感謝の念でいっぱいでした。

思い起こせば3年前、「看取り」の恐怖がぬぐいきれないまま、不安を抱えて仕事をし



ていたスタッフでした。初めての看取りはご家族と協力しながら、その日その日を精いっぱいケアしている間に穏やかにやってきました。感動でした。沢山の学びと自信を頂きました。「死」は特別なことではない事を実感しました。認知症ケアも手探りでした。講師を呼んで勉強会もしました。でも決め手のないまま、普通に接している間に1年ほどで本当に穏やかで、何一つ困ることがないようになりました。ご家族から「関わり方でこんなにも違うんやね」と嬉しい言葉もいただきました。



この学びを私たちだけのものにしておくのはもったいない、もっとたくさんの人に知ってもらいたいと考えています。

そして、住み慣れた家で最期まで暮らせる地域、認知症になっても普通に暮らせる地域を作っていくための一助となるのが、支えて下さっている皆様への何よりも恩返しと思っております。

これからも頑張りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

＜ホームホスピス「愛逢の家」兼行 栄子＞



第8回地域交流もちつき大会

12月16(日)午前11時30分(予定)

場所 旧小中島診療所 前

み～んな集まれ!!一緒に楽しもう!!



配食サービス愛逢

人気絶大!!
No.1



献立人気ランキングベスト5
~ちょっと利用者さんに聞いてみました~

- 第1位 いなりずし
- 第2位 天ぷら
- 第3位 煮もの（ひじき、切り干大根、ぜんまい等）
- 第4位 カレーライス
- 第5位 和えもの（ゴマ、なめ茸等）

ご要望あれば06-6493-1424までお電話下さい。

調理ボランティアさん



利用者さんの顔が見える活動ではないのですが配達ボランティアを通して届く、「美味しいよ」「味が淡いのでは」などの声から、召し上がっている姿を思い浮かべながら作っています。



配達ボランティアさん



直接、利用者さんに手渡しをするので体調の事、季節の事などの言葉を交わすことができ、お互いに心が通う“とき”です。



長崎平和行動に参加して…



8月7日、9人で神戸空港から出発しました。長崎の平和案内人、内川雅夫さんにいろいろな場所を案内していただきました。行く所、行く所、許しと感謝の祈りしかありませんでした。精一杯祈りながら歩きました。(暑かった!!)

8月8日軍艦島に向かいました。当初この島の海底は1,100m程掘られ、良質な石炭が採掘されていました。戦争が始まり、一時は5,300人の人々が生活をしていま

したが、中国人や朝鮮人への強制労働を見つめながら、84年もの間石炭を出し続けた軍艦島は、1974年無人島になりました。常に自然の荒波を受けながら今日ある姿をみて“生きている”という強い感動を受けました。

「人間同志」「人間と自然」との関係はどうしたものでしょうか!!

私は、許しと感謝でますます精進していこうと思いました。

愛逢の皆様こういうチャンスを与えてくださりありがとうございます。

世界の人々が平和でありますように!

<小豆 いつみ>

第5回 老後のトラブル

(続) さあ、遺言を書いてみよう!!

～自筆証書遺言のことを少し解説～

今回は遺言書のサンプルを見て頂きました。参考になりましたでしょうか?もう書かれた方もあるかもしれませんね。

ここで自筆証書遺言のことで、もう少し触れておかなければならないことがあります。手軽に書けるという反面、内容が不明確では、遺言の執行(遺言書を書いた人の思いをその通りに実現すること)ができない場合があります。気を付けること。特に土地や建物の不動産を遺言書に残す場合は、どの不動産かが判るように特定すること。自宅以外に不動産があるような場合は、気を付けてください。

また、「本人が書いたものか」「自由な意思で書いたものか」を、相続人間で争いが起きる恐れがある場合には、予防策としてビデオ撮影をしておくことなどが考えられます。

遺言者が亡くなった時、大事に保管し過ぎて、遺言の存在自体を相続人が知らないということも起きかねません。信頼できる第三者に保管を依頼するというのもいいでしょう。

最後に、遺言を執行する前に大事なことが残されています。

本人が亡くなった後、家庭裁判所で遺言書の「検認手続き」を受けなければなりません。

「検認手続き」は、遺言書の偽造等の家庭裁判所がする検証手続きのことです。相続人、利害関係人の立会いのもとで「検認調書」を作成し、遺言書に合綴がってつします。

この手続きを済ませてやっと、遺言の執行に着手できることになります。

今回は、自筆証書遺言のことについて、留意事項を書いてきましたが、これらの点を解決できるのが、「公正証書遺言」という方式です。次回は、この「公正証書遺言」について紹介します。

<長谷川 達雄>



ミッション(社会的使命)

私たちは多様な生き方が尊重され、
誰もが安心して暮らせる地域を作る為に、
仲間と支えあい(愛)、つながり(逢)っていきます。

第10回知っていますか？

介護保険と医療保険の違いってなあに！？ No. 2

医療保険、介護保険併用可能となる場合

介護保険が優先になりますが急に症状が悪化した場合に主治医から必要な指示書を発行してもらった時は両方の保険のサービス受けられます。

＜磯本 味沙＞



書籍紹介 愛逢事務所にあります！！

ジジババ介護に風穴を開ける！ 老人国・日本を描く介護マンガ！！ ヘルプマン

「介護は考える杖である」なんて言うとカッコ良すぎるけれど、介護の“介”は媒介の“介”なのだ。

小社刊『新しい介護』著者 三好春樹氏共鳴！！

人はなかなか死ねなくなった。

主人公・百太郎は現実を真正面で受け止めなければならない介護の現場に足を踏み入れ、様々な体験を重ねて行く。

そして老人との交流の中でひとつの答えに辿り着く。

「いい思いできねえんなら生きてる甲斐がない！！」今まで

誰も描かなかつたりリアルな「老人介護」漫画に反響続出！！（アマゾン引用）



ホット待夢



今年も残すところ1ヶ月余りになりました。一年経つのはあッ！という間です。どうしてこんなに短く感じるのでしょうか。諸説ありますが、まず年齢と共に短く感じませんか？つまり1歳の子どものにとって1年は1/1ですが、80歳の方には1年は1/80ですものね。それと人間の身体中の細胞が入れ替わるのに掛る時間が平均約1年と言われます。ただ年齢を重ねてくると新陳代謝もゆっくりとなり、1年経っても入れ替わりません。入れ替わって初めて体内時計が1年を告げるので、暦の1年とずれてきます。それで早く感じるのだそうですよ。ま、どう感じても1年365日、1日24時間…限りある時間を活用しましょう。

＜海＞

年末年始の休業のお知らせ

平成24年12月31日（月）～平成25年1月3日（木）まで
当事業所は、お休みさせていただきます。